

国内募集型企画旅行条件書

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください

この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

1. この旅行はイトラベル達信株式会社（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
2. 旅行契約の内容・条件は本旅行条件書、その他の案内書類、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2. 旅行のお申込みと旅行契約成立

1. 当社は、電話・郵便ファクシミリその他の通信手段で旅行契約の申込を受付ます。
2. 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し旅行代金の一部または全額を受領した時に成立します。
3. 所定の旅行申込書に所定の事項を記入の上、旅行代金の一部または全額を添えてお申込みください。
4. 当社は団体・グループを構成する旅行者の代表者（以下契約責任者といいます）から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

3. お申込み条件

1. 15歳未満の方は保護者の同伴を条件とします。15歳以上20歳未満の方が単独でご参加される場合は、保護者の同意書の提出が必要となりますので、お申し出ください。
2. 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合（視聴覚・記憶障害のある方、車椅子ご利用の方、妊婦の方、重大な疾患を患われている方）はお申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じますが、旅行の安全かつ実施が困難と判断した場合は、ご参加をお断りすることや介助者の同行を条件とさせていただきますことがあります。
3. 本項(2)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。
4. 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。
5. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これに係る一切の費用はお客様のご負担となります。
6. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースによい別途料金でお受けすることがあります。
7. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
8. その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と確定書面（最終旅行日程表）のお渡し

1. 当社は、旅行契約の成立後速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット等により構成されます。
2. 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始前日（旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日）以降のお申込みに関しては旅行開始日）までにこれらの確定書面をお渡しします。

3. 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)確定書面を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

5. 旅行代金の適用及びお支払い期限

1. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな料金、満6歳以上（航空機利用の場合は満3歳以上）12歳未満の方はこども料金となります。
2. 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。
3. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みされた場合は、お申込み時に全額お支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通席となります。）、宿泊代、食事代、入場・拝観料等及び消費税等の諸税・サービス料金。
2. 添乗員が同行するコースの添乗員経費等。
3. 上記(1)(2)の代金は、お客様の都合により一部ご利用されなくても払戻しいたしません。

7. 旅行代金に含まれないもの

第6項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1. 超過手荷物料金（規定の重量・容積・個数を超過する分について）
2. クリーニング代、電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
3. ご希望者のみご参加されるオプションプラン・オプションツアーの料金
4. ご自宅から集合・解散地点までの交通費及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日の宿泊費
5. 傷害・疾病に関する医療費等
6. 国内旅行総合保険料（任意保険）

8. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、動乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ない時は、変更後に説明します。

9. 旅行代金の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

1. 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。
2. 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
3. 第8項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

10. お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1. お客様はいつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨、お申し出いただいた時を基準とします。

表) 取消料

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	日帰り旅行
[1] 21日前に当たる日以前の解除	無 料
[2] 20日前に当たる日以降の解除（[3]～[7]を除く）	無 料
[3] 10日前に当たる日以降の解除（[4]～[7]を除く）	旅行代金の20%
[4] 7日前に当たる日以降の解除（[5]～[7]を除く）	旅行代金の30%
[5] 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
[6] 旅行開始日の当日の解除	旅行代金の50%
[7] 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

2. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

- ①第8項に基づき契約内容が変更されたとき。
- ②第9項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- ③天災地変、動乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めておおきいとき。

【2】旅行開始後

1. 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

2. お客様の責に帰さない事由により最終旅程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係かる金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り。）を差し引いたものをお客様に払戻しします。

11. 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

- ①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件をみたしていないことが明らかになったとき。
- ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- ⑤お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては3日目あたりに旅行を中止する旨を通知します。
- ⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が背成就しないとき、あるいはそのおそれ極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

2. お客様が第5項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第10項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

【2】旅行開始後

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

2. 当社が本項【2】の1の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払戻しします。

3. 当社は、本項【2】の1の①、③の規定により旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

12. 旅行代金の払戻し

1. 当社は、旅行代金が減額された場合又は旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻しします。

13. 旅程管理

1. 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行います。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合はこの限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。

②前1.に措置を講じたにもかかわらず、旅行内容の変更をせざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。

2. お客様は旅行開始後旅行終了後までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項1.に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。添乗員の業務は原則として8時から20時とします。

【現地係員案内プラン】

現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項1.に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせその者の連絡先は最終日程表等の確定書面に明示します。

14. 当社の責任及び免責事項

1. 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた

ときは、その損害を賠償します。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2. 当社は、手荷物について生じた本項1.の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様お1人につき15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）を限度として賠償します。

3. お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項1.の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

15. お客様の責任

1. お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

3. お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときには、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

16. 特別補償

1. 当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金、後遺症補償金、入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかる損害補償金を支払います。

2. 当社が責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。

3. 但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。

4. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疫病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1.の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

17. 旅程保証

1. 当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の①、②、③の掲げる変更を除きます。）が生じた場合は旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。

①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。（但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

- ・旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- ・戦乱
- ・暴動
- ・官公署の命令
- ・欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ・遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- ・旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係わる変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合は、当社は変更補償金を支払いません。

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金に15%乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3. 当社が、本項1.の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第16項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、既にお支払いした変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償希金を支払います。

4. 当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

表) 変更補償金の表

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計金額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注1)「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。 注2)変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注3)運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。 注4)変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。 注5)8.に掲げる変更については、1.～7.までを適用とせず、8.によります。		

18. 通信契約により旅行契約の締結をされるお客様との条件

当社は、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。(以下、「通信契約」といいます。)

1. 通信契約についても当社は、「旅行業約款募集型企画旅行の部」に準拠いたします。

2. 通信契約の申込みの際し、申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、等を当社にお申し出いただきます。

3. 通信契約による旅行契約は、当社が申込みを承諾する通知を発した時に成立します。但し、当社が、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に達したときに成立するものとします。

19. 個人情報のお取り扱いについて

2. 上記 2.3.の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便等を運送・宿泊機関等に、書類又は電子データ等により、提供することがあります。

3. お客様は、当社の保有する個人データに対し開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。

4. 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引主任者です。このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱者にご質問ください。